

平成30年度障害者雇用納付金制度
報奨金・在宅就業障害者特例報奨金支給申請書記入説明書の訂正とお詫び

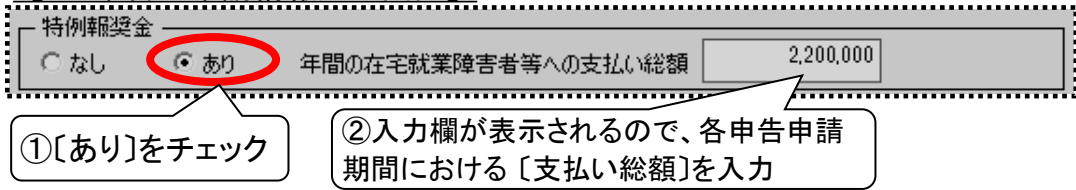
標記の記入説明書に誤りがありました。
謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

該当箇所	誤	正
P55-1の(2)	特例調整金	特例報奨金
	在宅就業単位調整額(21,000円)	在宅就業単位報奨額(17,000円)

※訂正後の内容は以下のとおりとなります。

(2) 報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金の申請を行う場合

<※2 在宅就業障害者特例報奨金を申請する場合>
【6 申告・申請情報入力画面】



①[あり]をチェック

②入力欄が表示されるので、各申告申請期間における[支払い総額]を入力

○在宅就業障害者特例報奨金制度について

在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就業障害者(注)に仕事を発注した企業に対して、特例報奨金を支給します。

(注): 自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者

ただし、事業主が直接、在宅就業障害者に発注する際に、在宅就業障害者が発注元事業主の事業所、その他これに類する場所で就労する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象外ですので特例報奨金の申請対象となりません。

また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象となりますので特例報奨金の支給対象となります。

支給限度額は、在宅就業単位報奨額(17,000円)×(各月の算定基礎日における雇用障害者のカウント合計数)です。

※ 在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所(本社)を管轄するハローワークにお問い合わせください。